

三重県立朝明高等学校生徒心得

はじめに

本校生徒は常に学究を志して知性を高め、人格の形成をはかるとともに、心身の陶冶に努めること。
公正で自主的な生活習慣を確立すること。

礼儀を正しくして品格を高め、明るい社会人としての素養を身につけること。

男女は互いに特性を尊重し合い、明朗で健全な集団生活をおくること。

健康保持に留意し、規則的な生活設計をたて、余暇の善用につとめること。

校内での来客および職員などは勿論、生徒間でも気持ちよく挨拶を交わすこと。

I 学 習

学習活動には積極的に参加し、知識技能を磨くとともに体力の向上につとめること。

1. 授業

授業は高校生活の中心をなすものであるから、決しておろそかにせず真剣に取り組むこと。また、予習・復習を積極的に行い、宿題などの提出物もきちんと出すこと。

なお、高等学校では単位制をとっているから、所定の単位数を修得しないと進級・卒業ができない。単位は週1時間あたり1単位である。

2. 考査、補習、追考査

定期考査は年間5回行う。(1、2学期は、中間考査と期末考査、3学期は学年末考査)

なお、実技中心の教科は実施しない場合もある。

II 自主活動

1. 生徒会

生徒会は、よりよい学校生活を目指して生徒が自らの意見を表明し、様々な活動に取り組むための機関である。別に掲げる「生徒会会則」に沿って、活発に取り組むこと。

2. ホームルーム活動

(1) ロングホームルーム

クラス運営に関することは、ロングホームルームの時間を中心に決定される。

(2) クラス役員

各クラスで選出された役員は、責任を持って任務を遂行すること。

(3) 日直

日直は、各クラスで定められた業務を行うこと。

(4) 掃除

生徒は担当区域の清掃に責任をもって取り組み、校内の美化につとめること。

3. 部活動

部活動は、学校教育の一環として部員により活発に取り組まれることが望ましい。

III 風 紀

生徒は、お互いの活発な学習や健全な自主活動を保障するため、以下の校内規則を遵守し、あわせて校風の高揚につとめること。

1. 服装

清潔な服装を心がけ、常にフォーマルに着こなすこと。

(1) 期間

冬季期間(12月1日～4月20日)、左記期間以外は合服期間とする。

(2) 制服

①制服(以下の本校指定のものを着用すること)

冬季期間:上衣はブレザー、長袖シャツ、ネクタイまたはリボンとする。下衣はズボンまたはスカートとする。防寒着として本校指定のカーディガン又はウインドブレーカー、

各クラブ指定のコートなどを着用することができる。

合服期間：半袖シャツ着用の場合、裾はズボンの中にししまうこと。第一ボタンは開けてもよい。
また、ネクタイ・リボンの着用を認める。ネクタイ・リボン着用時は第一ボタンをしめること。

ポロシャツ着用の場合、裾はズボンから出してもよい。第一ボタンを開けてもよい。
また、ネクタイ・リボンの着用は認めない。

正装：公式行事ではネクタイ・リボン着用の服装とする。

②スカート

丈は膝の中心を基本とする。

③ベルト

色は黒紺茶系とし、装飾のないものとする。

④タイツ、ストッキング

茶、黒、ベージュを基調とする無地のものを着用することができる。

(3) その他

①上履き

校舎内では所定の上履きを使用する。

②靴

ブーツ、サンダル、ハイヒール、極端に変形した靴など登下校にふさわしくない履物を禁止する。革靴の色は、黒茶系とする。

③合羽

指定はない。自転車通学生は必ず準備すること。

④手袋・マフラー

冬季、登下校時、着用してもよい。（校内での着用は認めない）

⑤帽子

冬季は防寒用に、夏季は日除け用に着用してもよい。（校内での着用は認めない）

⑥装飾品

装飾品は身に着けないこと。

⑦靴下

白、黒、灰、紺の単色とする。ワンポイント及びライン入りは可とする。

⑧カバン

学校指定はないが、登下校時には必ず所持すること。紙袋、ビニール袋など登下校にふさわしくないカバンは認めない。

2. 頭髪等

頭髪は清潔感があること。

①極端な髪形は認めない。

②パーマ、ドライヤー、ヘアアイロン等での加工は認めない。

変形・変色・脱色・染色を禁止する。

③整髪料の使用は認めない。

④装飾品となるようなものの使用は認めない。

⑤眉毛は必要以上に整えないこと（形を変えない・極端に短く切らない）。

⑥化粧を認めない。

3. 持ち物

学校生活に不必要なもの、高価なものは持ち込まないこと。生徒手帳、生徒証明書は常に携帯すること。

4. その他

①身だしなみ

清潔な身だしなみを心がける。ピアスの着用は認めない。

②貴重品の管理

貴重品の保管には十分注意し、できるだけ身につけておくこと。やむを得ない場合は適切な方法を講ずること。

③校舎、校具等公共物の利用

大切にすること。破損させた場合は弁償をさせることもある。

④携帯電話

授業中は携帯電話の電源を切りカバン又はロッカーの中に入れること。校内ではマナーを守り適切に使用すること。歩きながらの使用はしないこと。

⑤登下校

通学時は必ず制服を着用すること。ただし、休日、長期休暇中はクラブのチームウェア、体操服での登校を認める。

IV 諸 届

1. 届出事項

①欠席、遅刻、欠課、外出、早退届

- ・欠席をするときは定められた時間までに保護者から担任へ連絡をしてもらうこと。
- ・遅刻をするときは速やかに担任室へ連絡し、登校後生徒指導室で届出用紙の記入をすること。
- ・欠課をするときは速やかに担任へ連絡すること。
- ・外出及び早退をするときは担任へ申し出た後、生徒指導室で届出用紙の記入をすること。

②忌引

父母又は近親者の喪に服するときは、次の規定によって忌引届を担任へ提出すること。

イ. 父母・・・・・・・・・・7日以内

(父母に準ずる保護者)

ロ. 祖父母、兄弟、姉妹・・・3日以内

ハ. 三親等までの親族・・・・1日以内

二. イ、ロの法要参会・・・・1日以内

上記の期間は休日、祝日を含むものとする。

ホ. 遠隔地における葬儀、法要の場合は往復に要する日数を加算する。

③住所変更など

名前あるいは住所を変更したときは、担任を経て校長に届け出ること。

④生徒手帳、生徒証明書の紛失

万一紛失したときは直ちに担任に届け出て再交付を受けること。

⑤被害、拾得

校内での紛失、盗難及び金品の拾得などは直ちに生徒指導部へ届け出ること。強要又はこれに類する被害を受けたときは、直ちに担任及び生徒指導部に届け出ること。

⑥校舎・校具破損

校舎、校具を破損したときは、関係教員に報告し、事務室へ届け出ること。なお事情によっては自己弁償とすることがある。

⑦学校感染症

学校感染症にかかったとき、又は自宅あるいは近隣に感染症患者が出たときは、担任及び保健室へ届け出ること。

⑧校内及び登下校時の事故

校内及び登下校の際の事故による負傷で、医療機関を受診し日本スポーツ振興センターの給付手続きを希望する場合は、速やかに保健室に申し出ること。

⑨家庭での非常災害

非常災害を受けたときは速やかに担任へ届け出ること。

⑩事故及び補導

校外で事故にあったとき、又は補導を受けたときは、速やかに担任及び生徒指導部へ届け出ること。

2. 許可事項

①自転車通学

通学のために自転車を使用しようとするときは、自転車点検を受け学校指定のシールを貼ること。

②異装

規定以外の服装をする必要が生じたときは、担任を経て生徒指導部の許可を受けること。

③アルバイト

アルバイトは原則として禁止するが、希望する生徒は担任に申し出て、生徒指導部を経て校長の許可を受けること。

④普通車運転免許

普通運転免許の取得は、卒業後の進路などの必要性を考え校長の許可を得た者に限り認める。自動車学校への通学は第3学年の10月1日以降とし、授業や学校行事に支障のある教習は認めない。その他「普通車運転免許取得について」の規定を遵守すること。

⑤二輪（原付：50cc以下）運転免許取得規定及び運転について

(1) 二輪運転免許取得は、原則として禁止する。ただし、次のいずれかに該当し、かつ保護者より願い出のあった生徒に対しては、生徒指導委員会や職員会議での審議のうえ、二輪運転免許取得を許可する。

① 鉄道、バスなどの交通機関及び自転車の利用が不可能な地域からの通学などで、校長が特にやむを得ない事情があると認める場合。

② その他校長が特に必要と認める場合。

(2) 二輪運転免許取得希望者は、二輪運転免許取得許可願を生徒指導部に提出すること。

(3) 二輪運転免許取得を許可された者は、誓約書を提出し、校長が発行する免許受験許可書の交付を受け、これを受験願書に添付すること。

(4) 試験に合格して二輪運転免許を取得した者は、直ちに学校に届け出ること。

(5) 二輪車による学校までの通学は、原則として禁止する。ただし、鉄道、バスなどの交通機関及び自転車の利用が不可能な地域からの通学に限り、審議のうえ、最寄りの駅までの通学を許可する。特別な事情のある場合は、そのつど審議して許可する。

(6) 運転免許取得者は、学校または関係機関等が実施する安全運転講習会を年度毎に1回以上受講しなければならない。

(7) 二輪車による通学を許可された者で、交通法規に違反した者、または人身事故をおこした者は許可を停止、もしくは取り消すことがある。

V 安全対策及び非常時の対応

1. 登下校時の安全確保

(1) 自転車

①車体

安全性を第一に考え自転車点検に合格したもののみ使用できる。使用する自転車には必要な装備を装着すること。車体は、常に整備点検を怠らないこと。

②運転マナー

道路交通法を遵守すること。

(2) 公共交通機関

交通機関を利用する場合は、安全確保に努めること。また、一般乗客の迷惑にならないよう配慮すること。

2. 校内での発病・怪我

身体に異常をきたしたときは、速やかに職員に申し出て処置を受けること。

3. 地震・火災等の発生

南海トラフ地震注意情報又は南海トラフ地震予知情報（警戒宣言）が発表されたときは登校しなくてもよい。その他については下記の「暴風警報発令」時と同じ。

非常事態が発生した場合は、学校の指示に従い別に定める防災計画によって処置すること。

4. 暴風警報発令

- (1) 始業時前に暴風警報が発令されている場合は、登校を見合わせる。
- (2) 暴風警報が解除された場合は、2時間後をめぐりに授業を再開する。安全に十分配慮して登校すること。午前11時を過ぎてから解除された場合は、その日の授業は行わない。
- (3) 上記(2)の場合、道路、橋梁の決壊、浸水などにより登校に危険があったり、交通機関のまひなどにより登校が困難であったりする場合は、登校しなくてもよい。
- (4) 登校途上において暴風警報が発令された場合は、安全確認をはかり、直ちに帰宅すること。
- (5) 在校時に暴風警報が発令された場合は、学校の指示に従うこと。

VI 表彰・懲戒

1. 表彰

次の項目に該当する生徒は表彰する。

- (1) 皆勤賞
3年間を通じて欠席、遅刻、早退とも皆無であった者。（公欠は除く）
- (2) 精勤賞
3年間を通じて欠席が皆無であった者のうち遅刻、早退が若干の者。
- (3) 体育賞
高体連の主催もしくはそれに準ずる県大会以上の大会で優勝の成績を収め、学校体育、部活動面で顕著な活躍、貢献を果たした者。
- (4) 文化賞
文化活動において、体育賞に準ずる顕著な活躍、貢献を果たした者。
- (5) 特別賞
外部団体の賞（例：ロータリー賞）や善行賞など。
- (6) 年度別皆勤賞
全学年を対象として、当該学年の1年間欠席、遅刻、早退のない者。
- (7) その他
表彰に値する活動があった者。

2. 懲戒

次の行為を厳禁する。もし違反したときは本校の学則により懲戒を受けることがある。

- (1) 犯罪行為
暴行、傷害、恐喝、脅迫、窃盗（幫助含む）、占有離脱物横領、万引き、薬物乱用、無免許運転、暴走行為、定員外乗車 等
- (2) ぐ犯行為
いじめ、迷惑行為、いやがらせ行為、けんか、器物破損、飲酒（未成年の飲酒同席）、喫煙（未成年の喫煙同席）、不健全娯楽、深夜徘徊、家出、不正乗車 等
- (3) 校内規則違反
無断免許取得（受講・入校）、考査不正行為、無断アルバイト、対教師暴力、怠学、指導拒否、粗暴な言動、携帯電話での迷惑行為（誹謗中傷など）、保護者以外の単車同乗、不適切な言動（SNSを含む） 等
- (4) その他、生徒として望ましくない行為